

広島県告示第四百十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定によって、自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年四月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービス事業を行う事業所	所在地	指定年月日
	社会福祉法人総領福社会	庄原市総領町中領家四七六番地	自立訓練（生活訓練）事業所みとう温泉	庄原市宮内町美湯一三五三番地	平成一八年一〇月一日